



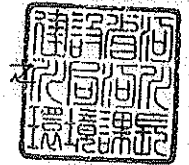
覚 書

環水土第224号
建設省河環発第44号
平成11年12月13日

環境庁水質保全局土壌農薬課長 西尾



建設省河川局河川環境課長 西島浩



ダイオキシン類対策特別措置法施行令の制定に際し、環境庁と建設省は、下記のとおり了解する。

記

1. 都道府県知事が、河川区域を含む地域においてダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の規定によりダイオキシン類土壌汚染対策計画を定める場合には、当該河川区域を管轄する河川管理者と事前に十分な連絡調整を図ることを、環境庁は都道府県知事に対し説明すること。
2. 河川区域を含む地域においてダイオキシン類土壌汚染対策計画が定められる場合には、法第31条第5項の関係行政機関の長には建設大臣が含まれること。